

高萩・北茨城広域事務組合議会定例会規則

昭和60年6月1日

規則第1号

改正 令和元年10月9日規則第16号

高萩・北茨城広域事務組合議会の定例会は、毎年3月及び9月にこれを招集する。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。